

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、文化観光局にまんが王国官房を設置するほか、総務部の名古屋本部を廃止して名古屋代表部を新たに設置し、それらの所掌事務を定めることに加え、スピーディーで機動的な組織運営とするため、本庁の課等の内部組織のあり方を見直す等県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 本庁に関する事項

- ア 総務部の名古屋本部を廃止し、名古屋代表部を新設する。
- イ 企画部地域づくり支援局の中山間振興・定住促進課をとっとり暮らし支援課に改める。
- ウ 文化観光局にまんが王国官房を新設する。
- エ 農林水産部の森林・林業総室全国植樹祭準備室を廃止し、全国植樹祭課を新設する。
- オ 本庁の課及び総室内室の内部組織を廃止する（課内室等を除く。）。

(2) その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
- イ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則について、所要の規定の整備を行う。